

令和 6 年 4 月 22 日  
東北森林管理局

## 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態に鑑み、平成 26 年 4 月 1 日付け「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」により建設機械の機械損料に補正を行っているところでありますが、建設機械の維持修繕費の実態を踏まえ、これを廃止することとしたのでお知らせいたします。

岩手県、宮城県内で、令和 6 年 4 月 22 日以降に入札公告を行う工事から適用します。

お問い合わせ先： 東北森林管理局	
森林整備部森林整備課	TEL 018-836-2163
計画保全部治山課	TEL 018-836-2260